

介護老人保健施設通所リハビリテーション 利用約款
(介護老人保健施設介護予防通所リハビリテーション 利用約款)

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設羽栗の里（以下「当施設」という。）は、要支援又は要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、通所リハビリテーションを提供し、一方、利用者又は利用者の身元を保証する者（以下「保証人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、この約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が通所リハビリテーション利用同意誓約書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1及び別紙2の改定が行われた場合も、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーションを利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び保証人は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び保証人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、通所リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び保証人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーションサービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数又は利用回数を超える場合
- ③ 利用者及び保証人が、本約款に定める利用料金を請求日から1か月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず督促日より7日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーションサービスの提供の範囲を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者又は保証人が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリ

テーションサービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者及び保証人に対し、料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月1日までに発行し、利用者及び保証人は連帯して、当施設に対し、当該合計額を利用日に支払うものとします。なお、支払いの方法は現金にてお受けいたします。

3 当施設は、利用者又は保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び保証人に対して、領収書を発行します。

(記録等)

第6条 当施設は、利用者の通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、保証人その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。

(個人情報保護及び秘密の保持)

第8条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は保証人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、利用者及び保証人から、予め同意を得ておきます。

① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供

② 介護保険サービスの質の向上のために学会、研究会等での事例研究発表等。
なお、この場合でも、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとなります。

(事故発生時及び緊急時の対応)

第9条 当施設は利用者に対し、施設医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者が急な体調の変化などにより当施設における通所リハビリテーションサービス範囲内での対応が困難な状態、又は、医師が早急に専門的な医学的対応が必要と判断した場合、救急車を要請し受診を行っていただく場合があります。

(要望又は苦情等の申出)

第10条 第10条 利用者及び保証人は、当施設の提供する通所リハビリテーションサービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

当施設苦情相談窓口	電話	0 5 6 4－4 8－7 7 1 0
国民健康保険団体連合会	電話	0 5 2－9 7 1－4 1 6 5
岡崎市介護保健課	電話	0 5 6 4－2 3－6 6 8 2

(賠償責任)

第 11 条 通所リハビリテーションの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 12 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は保証人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

介護老人保健施設羽栗の里のご案内（重要事項説明書）
（令和8年6月1日現在）

1. 施設の概要

（1）施設の名称等

- ・施設名 医療法人 羽栗会 介護老人保健施設 羽栗の里
- ・開設年月日 平成10年8月
- ・所在地 〒444-3514 岡崎市羽栗町字田中 26・27・30 番合併地
- ・電話番号 (0564) 48-7710
- ・ファックス番号 (0564) 48-4870
- ・管理者名 栗生 洋
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (2352180034号)

（2）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設羽栗の里の運営方針]

1. 人間の尊厳・生命の倫理が確保された生活及び訓練の場とする。
2. 老人の自立を支援し家庭復帰を目指すリハビリテーションを提供する。
3. 明るく家庭的な雰囲気地域や家庭との結びつきを重視した運営を行う。
4. 老人及び家族の不安を解消し心身ともに明るい健康づくりに貢献する。

（3）施設の職員体制(デイケア)

	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
・医 師	2	—	—	診察、薬の処方等
・看護職員	—	3	—	バイタルチェック等
・薬剤師	—	—	—	—
・介護職員	2	2	—	身体介護等
・支援相談員	—	—	—	—
・理学療法士	1	—	—	—
・作業療法士	1	1	—	通所者のリハビリ等
・言語聴覚士	—	—	—	通所者のリハビリ等
・管理栄養士	1	—	—	栄養管理・献立作成等
・介護支援専門員	—	—	—	—
・事務職員	—	—	—	—
・その他	2	2	—	送迎業務・清掃業務等

- (4) 入所定員等 ・定員 80名
 ・療養室 個室 2室、 2人室 3室、 4人室 18室
- (5) 通所定員 25名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 通所リハビリテーション計画の立案
- ③ 食事（＊食事は原則としてデイルームでおとりいただきます。）
昼食 12時00分～12時30分
- ④ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。）
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 介護
- ⑦ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ その他
 ＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

◇送迎について

通常の実施地域については、岡崎市内(山中、本宿、藤川、竜谷、美合、緑丘、羽根小豆坂、岡崎、上地、福岡、竜美丘、三島、根石、秦梨、生平、男川、豊富夏山 小学校区) 及び幸田町としております。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名 称 医療法人 十全会 三嶋内科病院
- ・住 所 岡崎市六供町3丁目8-2
- ・名 称 医療法人 羽栗会 羽栗病院
- ・住 所 岡崎市羽栗町字田中26・27・30番合併地

・協力歯科医療機関

- ・名 称 医療法人 清雅会 シバタ歯科
- ・住 所 岡崎市羽根町字西ノ郷41番地

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・飲酒・喫煙・・・飲酒・喫煙は禁止です。
- ・火気の取扱い・・・火気の持ち込みは禁止です。
- ・設備・備品の利用・・・施設の指示で利用して頂きます。
- ・所持品・備品等の持ち込み・・・入所時に話し合いで決めます。
- ・金銭・貴重品の管理・・・管理が出来ませんので、持ち込まないで下さい。
- ・宗教活動・・・厳禁
- ・ペットの持ち込み・・・厳禁

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年 2 回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して利用をしていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談員（西川、竹下）、担当者（鈴木）が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

電話 0 5 6 4 - 4 8 - 7 7 1 0

対応時間 月曜日～金曜日（定休日：土日曜、祝日、年末年始）

8 時 30 分 ～ 17 時 30 分

要望や苦情などは、支援相談員または担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、受付横に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

また、外部の苦情窓口として各市町村介護保険担当課もしくは国民健康保険団体連合会（介護保険課苦情相談窓口）に申し出ることができます。

岡崎市介護保険課（電話 0 5 6 4 - 2 3 - 6 6 8 2 ）

国民健康保険団体連合会（電話 0 5 2 - 9 7 1 - 4 1 6 5）

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。当施設は第三者評価を受けています。

実施日 令和 8 年 1 月 29 日

実施機関 株式会社 ユニバーサルリンク 愛知調査室

評価結果の開示状況については、介護サービス情報公表システムにて確認していただけます。

<別紙2>

(介護予防) 通所リハビリテーションについて (重要事項説明書)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーションについての概要

通所リハビリテーションについては、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 通所リハビリテーション基本料金

※地域区分毎の上乗せ割合…地域毎に利用単価が変更される事となり、当事業所（岡崎市）は6級地(1単位＝10.33円)となります。

① 施設利用料 通常規模型リハビリテーション費（1日あたり）

[2時間以上3時間未満]

・要介護1	383単位
・要介護2	439単位
・要介護3	498単位
・要介護4	555単位
・要介護5	612単位

[3時間以上4時間未満]

・要介護1	486単位
・要介護2	565単位
・要介護3	643単位
・要介護4	743単位
・要介護5	842単位

[4時間以上5時間未満]

・要介護1	553単位
・要介護2	642単位
・要介護3	730単位
・要介護4	844単位
・要介護5	957単位

[5時間以上6時間未満]

・要介護1	622単位
・要介護2	738単位
・要介護3	852単位
・要介護4	987単位
・要介護5	1120単位

[6時間以上7時間未満]

・要介護1	715単位
・要介護2	850単位
・要介護3	981単位
・要介護4	1137単位
・要介護5	1290単位

② 共通項目

- * サービス提供体制強化加算Ⅰ・・・1日あたり22単位加算されます。
- * 科学的介護推進体制加算・・・1ヶ月あたり40単位加算されます。
- * 介護職員等処遇改善加算Ⅰイ…介護職員等の賃金の改善等するため一月に利用した
所定単位の10.3%が加算されます。
例) 25,000 単位×10.3%=2575 単位

③ その他の加算

- * 入浴介助加算・・・入浴された場合、1日につき40単位加算されます。
(通所リハビリテーション利用時間帯やご本人様の体調によっては、入浴サービスを提供できない事があります。)
- * 事業所が送迎を行わなかった場合・・・所定単位数から片道につき47単位減算されます。
- * 若年性認知症利用者受入加算・・・若年性認知症利用者を受け入れた場合、1日につき60単位加算されます。
- * 退院時共同指導加算・・・入院中の利用者が退院するに当たり、指定通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士等が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、初回の指定通所リハビリテーションを行った場合に、1回に限り、600単位加算されます。

(2) 介護予防通所リハビリテーション

※地域区分毎の上乗せ割合…地域毎に利用単価が変更される事となり、岡崎・幸田は、6級地(1単位=10.33円)となります。

① 施設利用料 介護予防通所リハビリテーション費 (1月あたり)

- ・要支援1 2268 単位
- ・要支援2 4228 単位

② 共通項目

- * サービス提供体制加算(Ⅰ)として1ヶ月あたり
 - ・要支援1 88 単位
 - ・要支援2 176 単位 加算されます。
- * 科学的介護推進体制加算・・・利用者ごとのADL、値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等にかかる基本的な情報を少なくとも3月に1回見直し、厚生労働省へ提出しているとした場合1ヶ月あたり40単位加算されます。

③ その他の項目

- * 12ヶ月以上ご利用された場合、1ヶ月あたり
 - ・要支援1 120 単位
 - ・要支援2 240 単位 減算されます。
- * 若年性認知症利用者受入加算・・・1ヶ月につき240単位加算されます。
- * 退院時共同指導加算・・・入院中の利用者が退院するに当たり、指定通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士等が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、初回の指定通所リハビリテーションを行った場合に、1回に限り、600単位加算されます。

(3) 食費・その他の料金

① 食費（1日あたり） 750円

※原則としてデイルームでおとりいただきます。なお、通所リハビリテーション利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。

② その他（利用者が選定する特別な食事の費用、日用品費、教養娯楽費等）は、別途資料をご覧ください。